

令和5年5月2日

保護者 様

向日市教育委員会
向日市立第5向陽小学校

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置づけが5類へと移行することとなり、これまで3年余りに及んだ感染症対策も一つの節目を迎えることとなります。この間、様々制約があるにも関わらず、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

5類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、生徒が安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう、下記のとおり対応して参りますので、ご家庭におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

5類感染症への移行後においても、

- ① 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ② 適切な換気の確保
- ③ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることは引き続き重要であると考えております。

- (1) 毎朝の健康観察を心がけ、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するようご協力をお願いします（健康観察カードを学校に提出する必要はありませんが、地域や学校の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断することが必要なため、普段と異なる症状がある場合は学校にご相談ください。）。
- (2) 適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。
- (3) マスクの着用を求めないことを基本としますが、校外学習等で混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。
- (4) 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体全体の抵抗力を高めるよう指導します。
- (5) 学校医やスクールカウンセラー等とも連携しながら、児童生徒の心身状況の把握や心のケアに努めます。
- (6) 感染者やその家族等及びマスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないように、人権尊重の視点に立った指導を継続します。

2 児童生徒が感染した場合や同居の家族が感染した場合の対応について

- (1) 児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止とします。
出席停止の期間は「発症した日の翌日から5日間を経過し、かつ、症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで」を基準とします。
※「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
- (2) 児童生徒の陽性が判明すれば、速やかに学校に連絡をしてください。ただし、学校業務時間外や休日であれば次の日または週明けに連絡をお願いします。
- (3) 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、児童生徒本人に対してマスクの着用を推奨します。
- (4) 濃厚接触者の特定は行わないこととなるため、同居の家族が感染した場合、直ちに出席停止とはなりません。ただし、同居する家族が感染し、本人にも発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合や、周りの児童生徒にさらに拡大することがないように措置する必要があると判断される場合などは、校長判断により出席停止の措置を講じることがありますのでご理解ください。

3 学級閉鎖等（学級閉鎖、学年閉鎖、学校の臨時休業）の対応について

- (1) 学級（学年・学校）内で、複数の感染者や体調不良（発熱やのど痛、倦怠感等）による欠席を確認し、教育活動を継続することに支障が出る場合、学級（学年・学校）閉鎖・臨時休業の措置をとることがあります。
- (2) 閉鎖期間は5日程度としますが、感染状況に応じて期間を延長する場合があります。
- (3) 閉鎖期間中は、不要不急の外出は避けてください。
- (4) 閉鎖期間中は、留守家庭児童会への参加も控えてください。

4 その他

- (1) 保護者がお子様の感染が不安で休ませたい時、同居の家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があり、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはせず、出席停止の取扱いとします。
- (2) 今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途連絡いたします。

担当	学校教育課(ダイヤルイン)
連絡先	075-874-2998